

【ボランティア活動保険について】

新型コロナウイルスに関するボランティア活動保険による補償についての問い合わせが増えていることから、情報を提供する。

- ボランティア活動保険は、賠償責任保険をベースに開発された保険であり、特約事項として食中毒や指定感染症の一部を対象範囲として列挙し、補償している。

特定感染症（感染症予防法による分類）

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）、腸チフス、パラチフス

<令和元年 10 月 1 日現在>

- 現状では、ボランティア活動中のボランティア自身が上記の特定感染症に罹患した場合に、
 - ① 葬祭費用（死亡の場合、300 万円を限度にとした実額）
 - ② 後遺障害保険金
 - ③ 入院保険金（6,500 円/日）
 - ④ 通院保険金（4,000 円/日）
- これまで新型コロナウイルスによる肺炎は第1種～第3種特定感染症に該当していなかったため、ボランティア活動保険では補償対象外となっていたが、5月1日に保険の改定が認可された。これにより、ボランティア活動中に新型コロナウイルスに罹患して治療を受けた場合は、補償の対象とすることとなった。（2020年2月1日に遡り適用する。）
- なお、補償にあたっては、ボランティア活動中に感染したことが合理的に確認される必要があるため、必ず補償されるということにはならないことに注意する必要がある。